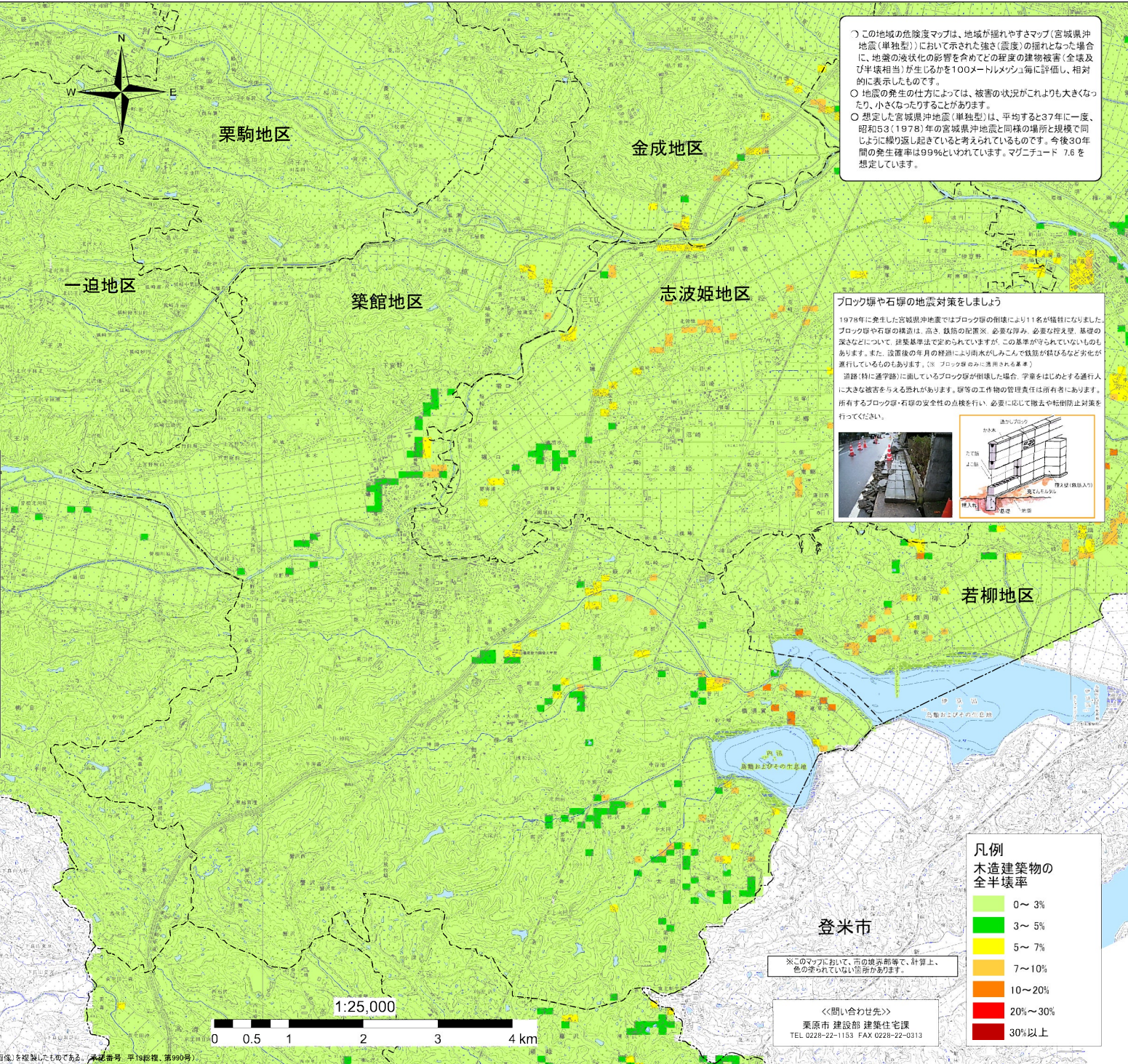


栗原市地震防災マップ

地域の危険度マップ 築館地区

宮城県沖地震(単独型)の場合



○この地域の危険度マップは、地域が揺れやすさマップ(宮城県沖地震(単独型))において示された強さ(震度)の揺れとなった場合に、地震の液状化の影響を含めた程度の建物被害(全壊及び半壊相当)が生じるかを100メートルメッシュ毎に評価し、相対的に表示したものです。

○地震の発生仕方によっては、被害の状況がこれよりも大きくなったり、小さくなったりすることがあります。

○想定した宮城県沖地震(単独型)は、平均すると37年に一度、昭和53(1978)年の宮城県沖地震と同様の場所と規模で同じように繰り返し起きていると考えられているものです。今後30年間の発生確率は99.9%といわれています。マグニチュード 7.6を想定しています。

地域の危険度マップとは

■ 地域の危険度マップ

地域の危険度マップは、地震による建築物(木造)被害を、その被害の程度に応じて区分したうえで、地域に示したものです。数値的には、「揺れやすさマップ」で示した揺れやすさの現れとなった場合に、地震の液状化(※1)の影響を含めて、全壊(※2)程度の被害を有すると想定される建築物(木造)の割合を「危険度」としています。

○地震による死亡・ケガの原因は何？

阪神大震災での死者のうちの約8割は地震直後の家具、建物による死傷といわれています。

○皆さんの生命・財産を守るためには、住宅・建築物の耐震化が極めて重要です。

建物の耐震化が重要です。

■ 木造住宅の耐震診断

木造住宅の耐震性は、主に3つのチェックポイントがあると言われています。

- 建てられてから、かなりの年月が経っているか(特に昭和56年以前に立てられたものか)。
- 住宅が過去に大きな災害(地震や水害など)を経験したことがあるか。
- 住宅の構造、形、偏って大きな窓がたくさんあるなど、耐震に関わる基本的な住宅の性質に問題がないか。

耐震性の判断には建築の専門知識が要求されます。目立った症状が無くても、耐震診断を受けることが重要です。次のような項目に心当たりがある住宅は、特に要注意です。

- ドアあるいは窓を閉めたとき、柱と建具との間に著しい長方形の隙間がある。
- ドアあるいは窓の建付けが悪く、建具の開閉が変形のために思うようにならない。
- 窓の敷居が著しく水平を欠いている。
- 建物の壁面が傾斜しているのが、肉眼でもわかる。
- 床面の傾斜が促って感じられる。
- シロアリの成虫(4枚羽根のついたしろあり)が浴室から飛び出す。
- 屋根の棟あるいは軒先が歪んでいる。
- モルタル塗壁に長い斜めのひび割れが入っている。
- 流しや浴室の土台の一部が老朽化している(腐っているなど)。

家具の地震対策も重要です。

■ 家具の対策

住宅の全壊を免れても、ガラスの飛散やタンス等の大型家具の転倒、テレビや電子レンジ等の家電製品が飛んでくるといった、日常生活からは想像できない事態によって、思わぬケガをしたり、避難が遅れて火災に巻き込まれることがあります。動海震中程度地震においても負傷者の約5割はガラスの飛散や家具類の転倒・落下によるケガによるといわれています。

家具や家電製品の地震対策としては、次のようなものが考えられます。

- 固定器具を用いて家具や家電製品を固定する。
- 地震時の揺れ動揺が耐震することのないよう、扉の閉鎖を防ぐ器具を取り付ける。
- 傾倒や転倒する場所の近くに、家具や家電製品をなるべく置かない。
- 重い家具は水廻り(お風呂・洗面所)に、家具や家電製品をなるべく置かない。
- 大きい家具は滑りやすい床材や滑り止めの敷き物がない。
- 家具の足は、下に重いもの、上に軽いものを置く。
- 送り付けの足跡やウォークインクローゼットの設置等の住宅のリフォームを行う。
- ガラス類には共振防止フィルムを貼る。

ブロック塀や石塀の地震対策をしましょう

1978年に発生した宮城県沖地震ではブロック塀の倒壊により1名が犠牲になりました。ブロック塀や石塀の構造は、高さ、鉄筋の配置※、必要な耐力、必要な控え壁、基礎の深さなどについて、建築基準法で定められていますが、この基準が守られていないものもあります。また、設置後の年月の経過により雨水がしみこんで鉄筋が錆びるなど劣化が進行しているものもあります。(※ ブロック塀のみに適用される基準)

道路(特に通学路)に面しているブロック塀が倒壊した場合、学童をはじめとする通行人に大きな被害を与える恐れがあります。塀等の工作物の管理責任は所有者にあります。所有者はブロック塀・石塀の安全性の点検を行い、必要に応じて撤去や転倒防止対策を行ってください。

凡例

木造建築物の全半壊率

0~3%
3~5%
5~7%
7~10%
10~20%
20%~30%
30%以上

※このマップにおいて、市の境界部等で、計算上、色の変わっている箇所があります。

＜お問い合わせ先＞
 栗原市 建設部 建築住宅課
 TEL 0228-22-1153 FAX 0228-22-0313

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図60000(地図画像)及び数値地図25000(地図画像)を複製したものであり、(承認番号 平13総複、第990号)